

議案第161号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地下鉄の乗客の利便の向上を図るため、非接触決済の機能を利用して乗車する者から収受する料金の1月当たりの上限額を定める必要があるによる。

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例

福岡市高速鉄道乗車料金等条例（昭和56年福岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 8 同一の乗客から同一の媒体により月の初日から末日までに収受する媒体料金の額の上限は、前項の規定にかかわらず、1日乗車料金の20倍の額の範囲内において管理者が定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。